

令和 7 年 7 月 1 4 日

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

阿蘇郡高森町農業委員会

阿蘇郡高森町農業委員会議事録

1、開催日時：令和7年7月14日（月）

午後2時00分から午後3時00分

2、開催場所：色見総合センター 大会議室

3、出席委員

1 番	松岡 浩吉	2 番	中川 浩志	3 番	後藤 賢治
4 番		5 番	住吉 栄男	6 番	杉田 年徳
7 番	瀬井 悦老	8 番	津留 孝二	9 番	野尻 昭生
10 番	芹口 民雄	11 番	二子石富士夫	12 番	篠田 晶子
13 番	中川 和子	14 番	安藤 吉孝		

4、欠席委員 4 番 富永 安弘

5、議事日程

第1 議事録署名委員の指名に関する件

第2 農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する件

第3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積等促進計画（配分）（案）の承認について

【中間管理・農地バンクー一括方式】

6、農業委員会事務局職員

局長 芹口 孝直

係長 今村 翔太

参事 後藤 健一

事 務 局	令和 7 年度第 4 回高森町農業委員会総会を開会いたします。 本日、高森町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、14 名中 13 名出席されております。 過半数の出席で総会成立となりますので御報告させていただきます。 それでは、芹口会長、御挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、こんにちは。 ここ数日、何か梅雨みたいな天気が続いておりますけれども、皆さん、いかがでしょうか。 体調を壊していないでしょうか、暑い日も続きましたが。 7 月 2 日だったですかね、県庁で新人研修がありましたけれども、1 回の研修では分からないとは思いますが、こうやってみんなで総会を経験し、いろいろと勉強しながら、農業委員会のことを知っていただければいいかなというふうに思っております。 今日は、審議は 3 つほどありますけれども、よろしく願いいたします。
事 務 局	会長、ありがとうございます。 それでは、次第 3 番の議事ですが、会議規則第 4 条の規定により、会長が議長となるとありますので、会長に議長をよろしく願いいたします。
議 長	では、「議第 13 号」
事 務 局	高森町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定による議事録署名委員の指名に関する件。 本委員会の決定に附する。 令和 7 年 7 月 14 日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。
議 長	議事録署名ということですので、今回は 9 番委員、それから 11 番委員にお願いしたいと思います。
事 務 局	では、「議第 14 号」 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に関する件。 別紙のとおり本委員会の決定に附する。 令和 7 年 7 月 14 日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議 長	はい。では、農地法の第3条ということで、番号1番は、5番委員に御説明をお願いいたします。
5番委員	4ページを御覧ください。譲受人、譲渡人、農地の情報は左記のとおりです。 親戚間の農地の売買です。 補足資料は、3ページから6ページです。 以上です。
事務局	事務局から補足いたします。 上から2番目の筆につきましては、面積が小さいため、航空写真には表示しておりません。 許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議 長	はい。譲受人は農業をしているということでございますので、問題ないと思います。 その他、何か御質問はございませんか。 何もなければ可決したいと思います。よろしいでしょうか。
(複数委員)	はい。
議 長	はい。では、この件については可決いたします。 では、番号2。対象地区担当の、11番委員をお願いいたします。
11番委員	農地法第3条審議資料。 譲受人、譲渡人、土地の所在地等は記載のとおりです。 本人が耕作できなくなりましたので、近所の農家の人に譲り渡すということです。 補足資料は、7ページから12ページまでです。 補足は事務局から詳しい説明をお願いしたいと思います。
事務局	事務局から補足いたします。 申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条

の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。これも、本人が農業ができなくなったということでございます。

何か御質問はございますか。御意見等もございませんか。

(複数委員) ありません。

議 長 はい。では、これも可決したいと思います。

次は、番号3。では、1番委員さん、お願いします。

1番委員 農地の情報は左記のとおりです。

借受人、貸付人は記載のとおりです。

経営移譲年金受給のため、期間満了による使用貸借権の新たな設定となっております。こういう理由で申請されております。

補足資料は、14ページです。

以上です。

事務局 事務局から補足いたします。

こちらは農業経営を後継者に引き継ぎ、農業者年金の経営移譲年金を支給されております。

この場合、特例賦課年金といって、加算で年金も支給されます。

手続の関係上、農業委員会を通した農地の使用貸借権設定が必要になるため、その更新手続です。

許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第3条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。

以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。

事務局からの補足は以上です。

議 長 はい。何か御質問はありますか。なければ、これも可決したいと思います。よろしいですか。

(複数委員) ありません。

議 長	はい、可決します。 では、番号４。３番委員、御説明をお願いします。
３番委員	番号４です。 借受人、貸付人、農地の情報は下記のとおりです。 経営移譲年金受給のため、期間満了による使用貸借権の新たな設定となっております。 補足資料は、１５ページです。 以上です。
事 務 局	事務局から補足いたします。 こちらも農業経営を後継者に引き継ぎ、農業者年金の経営移譲年金を支給するため、手続上、農業委員会を通した農地の使用貸借権の設定をするものです。 使用貸借権というのは無償です。 無償の契約です。 その更新手続です。 また、補足資料１５ページのうち、議案１１ページ上から６番目の筆は、地目原野で面積が小さいため、記載されておられません。 許可基準につきましては、申請書及び全部事項証明書などに記載の情報から、農地法第３条の許可要件のうち、農作業常時従事要件、地域との調和要件などの要件を満たしております。 以上のことから、総合的に見て、本許可申請については許可相当であると判断しております。 事務局からの補足は以上です。
議 長	はい。ありがとうございました。 何か御質問はありますか。なければ、これも可決したいと思いますが、よろしいでしょうか。
(複数委員)	はい。
議 長	はい、可決します。 では、「議第１５号」
事 務 局	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積等促進計画(配分)(案)の承認について。【中間管理・農地バンク一括方式】 別紙のとおり本委員会の決定に附する。

令和7年7月14日提出、高森町農業委員会会長 芹口民雄。

議長 はい。中間管理の農地バンクー一括方式ということですので、事務局から御説明をお願いします。

事務局 これらは事務局から説明します。
14ページをお開きください。
番号1です。
貸付人が農業公社を通して、借受人に対し、使用貸借権の設定をするものです。
土地につきましては、14ページに記載のとおりです。
3筆合計4,389㎡です。
契約期間は10年間です。
補足資料は、18ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号2です。
こちらも貸付人が、農業公社を通して借受人に対し、賃貸借権の設定をするものです。
賃貸借権の設定というのは、有償の契約です。
土地につきましては、14ページに記載のとおりです。
7筆合計13,890㎡です。
契約期間は10年間で、賃借料は記載のとおりです。
補足資料は、19から20ページの赤枠で囲ってある筆です。

続きまして、番号3です、貸付人が亡くなられたため、相続人代表者の方が貸付人となる未相続農地です。
これも農業公社を通して借受人に賃貸借権の設定をするものです。
土地につきましては、14ページに記載のとおりです。
2筆合計2,799㎡です。
契約期間は5年間で、賃借料は記載のとおりです。
補足資料は、21ページの赤枠で囲ってある筆です。

4番以降は、農事組合法人に貸し付ける案件になっております。
4番から19番までございます。
4番から19番までは、一括して説明をさせていただきます。

議長 それでは、1番から3番に対しご質問はありませんか。

2 番委員 1 番、2 番の人は、10 年契約ですが、3 番は5 年契約ですが。
何か意味があるのですか。

事 務 局 2 番委員さんの御質問にお答えします。
この契約期間の設定ができるのは5 年からです。
契約期間はあくまでお互いの決め事なので、1 番、2 番は10 年
間借りる契約です。
3 番については借りる方が御高齢なので、5 年間だけ契約させて
ほしいと希望があったのでそうになりました。
契約期間は、最大20 年までは設定できますが、そういうケース
はなかなかないです。

議 長 ほかに御質問ございませんか。なければ、ここまでを、承認した
いと思いますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議 長 では1 番から3 番について承認いたします。
ではこれより、次の案件に入っていきます。

(複数委員) はい。

事 務 局 では、番号4、14 ページから22 ページ、番号19 までは借り
手が同一のため、一括して説明させていただきます。

14 ページから22 ページをお開きください。

権利の設定を受ける者、権利を設定する者、土地の所在地、土地
の面積、地目、契約期間、賃借料についてはここに記載のとおりで
す。

借受人との5 年間の契約が終了したため、再度10 年間の契約を
するものです。

補足資料は、22 ページから43 ページの赤枠で囲ってある筆で
す。

それぞれの貸し付け人は記載のとおりです。

補足資料の、白の矢印、こちらが賃貸借権の設定、有償の契約で
す。

黄色の矢印、こちらにつきましては使用貸借権、無償の契約の筆
です。

事務局からの説明は以上です。

議 長 はい。今、一括して借受人に対しての賃貸借権、使用貸借権設定の案件がありましたが、何か御質問等がございますか。
これは全部、貸付期間１０年ですか。

事 務 局 はい。

議 長 みなさん、御質問はございませんか。
なければ、これを承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(複数委員) はい。

議 長 はい。では、この件については承認をいたします。
これで、今回の議案は全て終わりました。
お疲れ様でした。